

第4章 計画の推進体制

1 計画の総合的な推進体制

(1) 関係所管・市民・関係団体等の連携と協働

計画の推進体制にあたっては、障害者施策が保健・福祉・医療・教育・まちづくり・防災等の広範囲にわたることから、事務局である社会福祉課を中心に進捗管理を行うとともに、市の関係所管の情報共有と連携を強化することで全庁的な推進体制を確保します。

併せて、行政と市民・障害者関係団体・サービス事業者等の連携・協働を促進することで、市全体で障害者の地域生活を支援する体制を整えていきます。

(2) 障害者支援協議会・障害者支援ネットワーク連絡会議

障害者団体や各種関係機関の代表者等で構成される三次市障害者支援協議会に対し、計画の進捗状況等を毎年度報告し、意見を求めるとともに、地域ネットワークの構築、社会資源の開発等の地域で支えるシステムづくりに関する協議・検討を行い、効果的な計画の推進に取り組みます。

また、地域資源の活用・開発等に関する課題や実情を把握するため、障害者支援ネットワーク連絡会議（相談支援部会、地域生活支援部会、就労支援部会、療育・発達支援部会、差別解消支援部会）を開催し、充実した三次市障害者支援協議会の運営に努めます。

(3) ライフステージに応じた障害福祉の推進

障害者支援センターを中心に、地域全体で障害を理解し支え合うしくみづくりを進め、誰もが安心して地域でいきいきと自分らしく生きることができる取組を推進します。

また、あらゆる機会を捉えた相互理解を促進し、社会参加機会拡大に向けて取り組みます。

併せて、在宅で医療的ケアが必要な児童を介護している家族及び手帳の有無に関わらず障害をもっている児童の家族の介護負担軽減に向けた取組を推進します。

2 計画の点検・評価

計画の達成状況や施策の効果を検証するため、各年度において、この計画の推進に関わるサービスの提供量等の実績の取りまとめを行うとともに、PDCAサイクルに基づき、点検・評価を行います。

また、必要に応じて障害者本人や家族、関係団体、サービス事業者等の声を把握する機会を設けます。

3 コンプライアンスの重視

障害福祉サービス事業者や各種関係機関に対し、障害者基本法及び関連法律を遵守し、適切な運営に資するよう社会福祉法人や事業所等への行政による指導・監督等の強化に努めます。

資料編

1. 策定経過

開催日等		会議名等	協議内容等
随時		計画策定ワーキンググループ	関係項目に係る意見聴取、調整
令和5年	8月	第1回計画策定委員会	アンケート調査票（案）について
		第1回計画策定審議会	アンケート調査票（案）について
	9月～ 10月	障害のある人向けアンケート調査	
	12月	第2回計画策定委員会	「三次市障害福祉計画・障害児福祉計画」（素案）について
		第2回計画策定審議会	「三次市障害福祉計画・障害児福祉計画」（案）について
令和6年	1月～ 2月	パブリック・コメント	「三次市障害福祉計画・障害児福祉計画」（案）の意見公募
	2月	第3回計画策定委員会	「三次市障害福祉計画・障害児福祉計画」（案）について
	2月	第3回計画策定審議会	「三次市障害福祉計画・障害児福祉計画」（案）について